



宿泊施設に係る消防法令上の基準等



1 消防法における宿泊施設とは…

消防法における宿泊施設は、「旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの」と定義されており、これは、**利用者を宿泊させるにあたり宿泊料を徴収するもの**のうち、**1箇月に満たない期間を単位として宿泊させるもの**をいいます。

※ 宿泊とは、ベッド、ふとん、毛布、寝袋等の寝具を用いて建物を利用することをいい、用いる寝具については、建物に備え付けられたものに限らず、利用者が持参したものも含まれます。

※ 宿泊料とは、宿泊の代価として徴収するものをいい、その名称が宿泊料でないもの（賃貸料、利用料、御礼料等）も含まれます。

Q 賃貸借契約により空き家を貸すと、宿泊施設に該当するのですか？

A 1箇月未満の期間で利用させることがあるときは、消防法令上は宿泊施設に該当します。



Q 民泊マッチングサイトに登録して観光客に利用してもらうことは、宿泊施設に該当するのですか？

A 宿泊料を徴収して1箇月未満の期間で利用させることがあるときは、消防法令上は宿泊施設に該当します。

Q 個人が自宅の一部を利用して人を宿泊させる場合は、宿泊施設に該当しますか。

A 個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合であっても、利用者を宿泊させるにあたり宿泊料を徴収するものは、消防法令上の宿泊施設に該当します。

Q 宿泊施設には消防法令上どのような基準がありますか。

A 宿泊施設に係る消防法令上の基準については裏面を御覧ください。

お問い合わせは各行政区の消防署予防課まで御連絡ください。

消防署	電話番号	消防署	電話番号
北消防署	491-4148	下京消防署	361-4411
上京消防署	431-1371	南消防署	681-0711
左京消防署	723-0119	右京消防署	871-0119
中京消防署	841-6333	西京消防署	392-6071
東山消防署	541-0191	伏見消防署	641-5355
山科消防署	592-9755	消防局予防部	212-6682

2 宿泊施設に係る消防法令上の基準は・・・

消防法令上、宿泊施設については、次のような基準があります。

設備等の名称	主な設置基準
消火器	延べ面積150㎡以上，無窓階50㎡以上 等
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上，無窓階150㎡以上 等
自動火災報知設備	すべての宿泊施設
漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上
非常警報設備	収容人員20人以上
避難器具	2階以上で収容人員30人以上 等
誘導灯	すべての宿泊施設
防災物品の使用	すべての宿泊施設（カーテン，じゅうたん等）
携行用電灯，避難経路図	すべての宿泊施設
防火管理者の選任	収容人員30人以上

※ 建物の構造等により他にも必要な設備が生じることがあります。

※ マンションや長屋の一部に宿泊施設等が入居する場合、建物全体に設備の設置が必要となる場合があります。

※ 無窓階とは、法令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいいます。

※ 消防用設備を設置する義務がある場合、6ヶ月に1回の点検及び1年に1回の点検報告の必要があります。



3 関係者が常駐しない宿泊施設では・・・

関係者が常駐しない宿泊施設については、万一火災が発生した際には利用者が初期対応する必要がありますので、上記消防法令上の基準のほか、以下の対応をお願いしています。

(1) 消火器の設置

(2) 利用者の目の触れやすい場所に、次の事項の明示（外国語併記）

ア 施設の所在地や名称などを記載した119番通報要領

イ たばこ火災の防止に係る注意事項

ウ 消火器の使用方法

エ 施設管理者等の緊急連絡先